別紙

　要介護１又は２の方が入所するためには、下記①から⑤のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印をつけてください。

* ①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意

思疎通の困難さが頻繁に見られる。

* ②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動

　　や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。

* ③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の

　　確保が困難である。

* ④　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による

　　支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不

十分である。

* ⑤　居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を

　　営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。

※やむを得ない事由について具体的な状況を入所申込書裏面の「４　その他事

項」欄に記載してください。